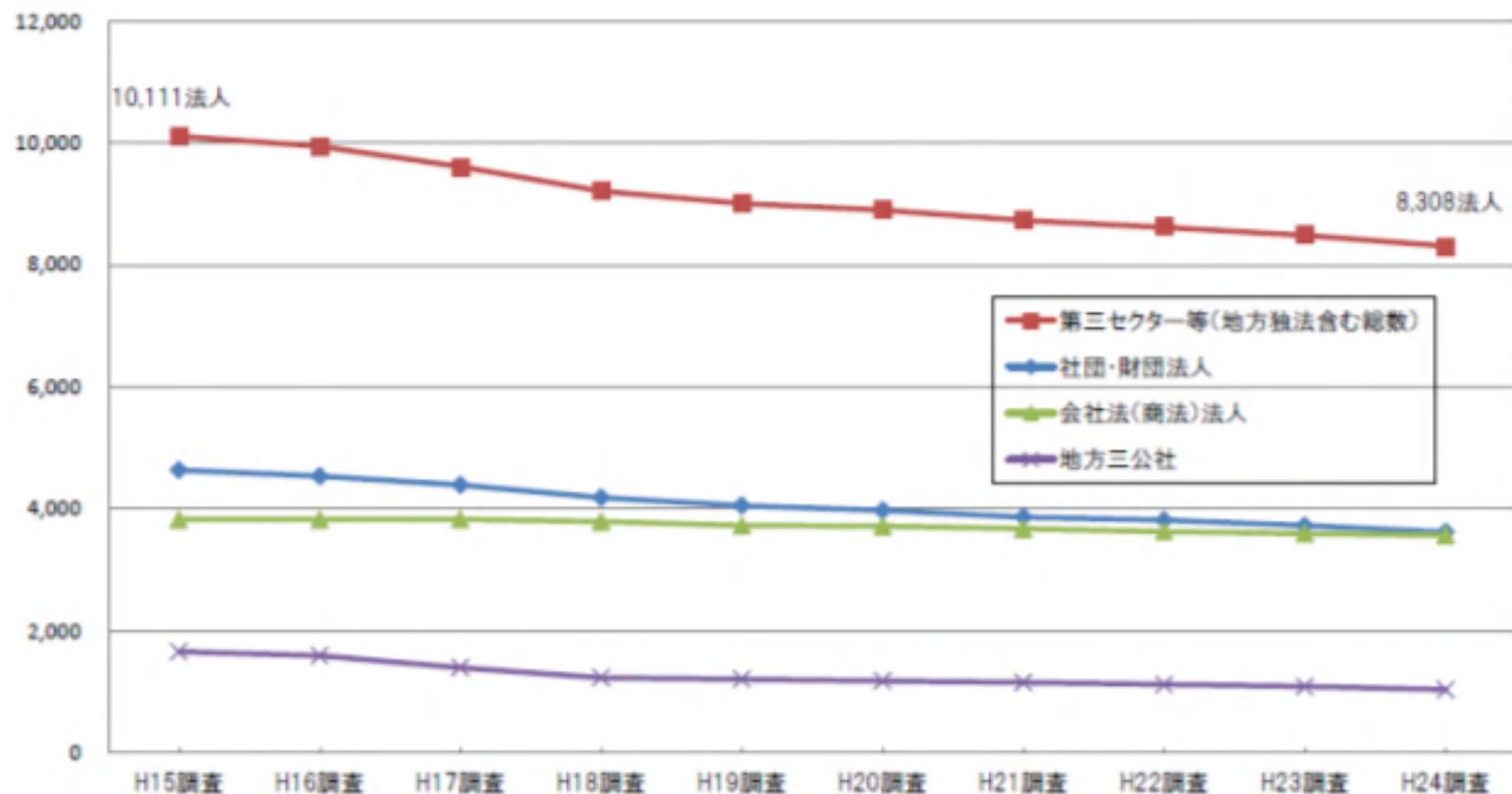


補論：第三セクター等の改革促進

第三セクター等の数の推移



(単位：法人数)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
第三セクター等	10,111	9,947	9,609	9,208	9,007	8,899	8,729	8,618	8,484	8,308
うち社団・財団法人	4,636	4,534	4,390	4,183	4,051	3,973	3,863	3,813	3,723	3,616
うち会社法(商法)法人	3,821	3,823	3,827	3,790	3,724	3,713	3,672	3,626	3,594	3,565
地方三公社	1,654	1,590	1,392	1,227	1,205	1,175	1,150	1,117	1,084	1,033
地方独立行政法人	0	0	0	8	27	38	44	62	83	94

地方公共団体以外からの借入金と損失補償・債務保証の状況

※下表の社団法人・財団法人及び会社法法人は、①地方公共団体の出資比率が25%以上の法人、②地方公共団体の出資比率が25%未満であるが財政的支援（補助金、貸付金、損失補償）を受けている法人の合計。

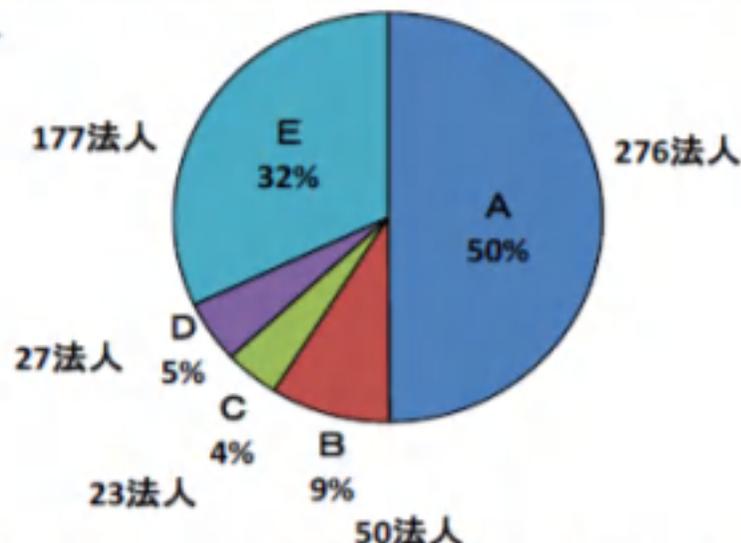
(単位:百万円)

区分	全体法人数	地方公共団体以外からの借入金		損失補償債務			債務保証			損失補償債務残高 + 債務保証残高		
		法人数 (a)	残高	法人数 (b)	構成比① (b/a)	残高	法人数 (c)	構成比② (c/a)	残高			
第三セクター	(H24調査)	5,916	1,422	3,634,435	377	26.5%	1,424,770				1,424,770	
	(H23調査)	6,023	1,483	4,035,128	409	27.6%	1,619,520				1,619,520	
	社団法人・財団法人	(H24調査)	3,387	465	1,399,473	218	46.9%	1,127,689				1,127,689
		(H23調査)	3,487	493	1,621,527	239	48.5%	1,316,908				1,316,908
	会社法法人	(H24調査)	2,529	957	2,234,961	159	16.6%	297,081				297,081
		(H23調査)	2,536	990	2,413,601	170	17.2%	302,612				302,612
地方三公社	(H24調査)	1,031	644	4,897,574	53	8.2%	497,550	569	88.4%	3,790,312	4,287,862	
	(H23調査)	1,081	688	5,380,736	57	8.3%	573,404	604	87.8%	4,074,051	4,647,455	
	地方住宅供給公社	(H24調査)	50	36	921,297	16	44.4%	372,113				372,113
		(H23調査)	51	37	1,047,527	17	45.9%	411,865				411,865
	地方道路公社	(H24調査)	38	35	1,971,192	1	2.9%	10,953	34	97.1%	1,968,965	1,979,919
		(H23調査)	40	38	2,065,520	1	2.6%	11,768	36	94.7%	2,038,911	2,050,679
	土地開発公社	(H24調査)	943	573	2,005,085	36	6.3%	114,484	535	93.4%	1,821,346	1,935,831
		(H23調査)	990	613	2,267,689	39	6.4%	149,771	568	92.7%	2,035,140	2,184,911
	第三セクター及び 地方三公社	(H24調査)	6,947	2,066	8,532,009	430	20.8%	1,922,320				5,712,632
		(H23調査)	7,104	2,171	9,415,864	466	21.5%	2,192,924				6,266,975
地方独立行政法人	(H24調査)	94	0	0	0	0.0%	0				0	
	(H23調査)	83	5	9,344	0	0.0%	0				0	
総計	(H24調査)	7,041	2,066	8,532,009	430	20.8%	1,922,320	569	27.5%	3,790,312	5,712,632	
	(H23調査)	7,187	2,176	9,425,208	466	21.4%	2,192,924	604	27.8%	4,074,051	6,266,975	

損失補償債務等に係る標準評価方式における債務区分

〈債務区分別法人数〉

553法人



※ 各債務区分の法人数等は平成23年度決算に基づく財政健全化判断比率に係る算定様式より算出

※ 第三セクター、地方住宅供給公社のみであり、土地開発公社・地方道路公社を含まない

- ◇ 地方公共団体財政健全化法で定める将来負担比率の算出に当たっては、地方公共団体の設立法人の債務に係る一般会計等負担見込額を当該法人等の財務・経営状況を勘案して算入
- ◇ 標準評価方式に基づく出資法人等の損失補償付債務区分と損失補償債務等負担見込額を算定する場合の算入率は下記のとおり(「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」(平成20年総務省告示第242号))

債務区分	算入率
A 正常償還見込債務	10%
B 地方団体要関与債務	30%
C 地方団体要支援債務	50%
D 地方団体実質管理債務	70%
E 地方団体実質負担債務	90%

※出資法人等の売上げの継続的な減少等特に考慮すべき事情がある場合には、算入率を高めることも検討
 <例> 90%⇒100%

第三セクター等の改革について（経緯）

趣旨・背景

地方公共団体財政健全化法が全面的に施行されることも踏まえ（平成21年度以降）、第三セクター、地方公社及び公営企業の抜本的改革について、先送りをすることなく早期に取り組み、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むことが求められている。

「経済財政改革の基本方針2008」 （平成20年6月27日 閣議決定）

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行を踏まえ、第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める。

「債務調整等に関する調査研究会」 （平成20年12月5日 報告書の取りまとめ）

- 地方公共団体は主体的かつ早期に第三セクター等の抜本的改革に取り組むべき
- 第三セクター等の改革を推進するため、事業の整理又は再生を実施する上で、特に必要となる経費については、地方債の対象とすべき

「基本方針2008」、「債務調整等に関する調査研究会」の議論等を踏まえ、地方公共団体による存廃を含めた抜本的改革を集中的に推進するため、第三セクター等の整理又は再生に伴う債務処理を円滑に実施することができるよう、「第三セクター等改革推進債」を創設（地方財政法の一部改正）。

「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」（平成21年6月23日 総務省自治財政局長通知）により、「第三セクター等改革推進債」も活用した第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革への集中的かつ積極的な取組を要請。

【第三セクター等改革推進債】

以下の経費を対象とする特別の地方債（充当率100%・償還は10年以内を基本とする）

- 公営企業の廃止を行う場合に地方公共団体が負担する必要がある経費
（施設・設備の撤去や原状回復、地方債の繰上償還、一時借入金の償還、退職手当の支給等に要する経費）
- 地方公社及び第三セクター等の整理又は再生を行う場合に地方公共団体が負担する必要がある経費
（地方公共団体が行っている損失補償・債務保証や短期貸付を整理するために必要な経費）

第三セクター等の改革について（総務省からの要請）

公営企業の抜本改革

（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」
平成21年7月総務省自治財政局公営企業課長等通知）

平成21年度から25年度までの間に、第三セクター等改革推進債の活用も念頭において、抜本的改革の推進を集中的に行うことを要請。

1. 地方公共団体財政健全化法の全面施行と公営企業の抜本改革の推進
 - ① 地方公共団体財政健全化法の全面施行と公営企業
 - ② 公営企業の抜本改革検討の必要性
現在公営企業が行っている事業の意義、サービスの必要性、採算性、事業手法等を検討
 - ③ 第三セクター等改革推進債の活用の検討
2. 公営企業の計画的経営の推進に関する事項
計画性・透明性の高い企業経営を推進するために、経営健全化の基本方針及び収支見込み等を記載した「経営計画」の策定が必要。
 - ① 「経営計画」の内容
・計画期間
・経営健全化の基本方針
・収支見込み（各年度の収入及び支出に関する計画）
 - ② 「経営計画」を活用した業績評価等
3. 公営企業の経営に係る事業別留意事項
4. 「資金不足等解消計画」策定上の留意事項
5. 「経営健全化計画」策定上の留意事項
 - ① 「経営健全化計画」の策定
 - ② 「経営健全化計画」の策定手順等
 - ③ 「経営健全化計画」の変更
 - ④ 「経営健全化計画」の完了
 - ⑤ 「経営健全化計画」の策定を要しない公営企業

第三セクター等の抜本改革

（「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」
平成21年6月総務省自治財政局長通知）

平成21年度から25年度までの間に、基本的にすべての第三セクター等を対象として、必要な検討を行い、第三セクター等改革推進債も活用し、存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うことを要請。

1. 処理策検討の手順等
 - ① 事業の意義（公益性）、採算性、事業手法等を検討
 - ② 外部専門家等（経営検討委員会）を活用
2. 情報開示の徹底による責任の明確化等
 - ① 事業採択から現状に至った経緯と責任
 - ② 整理（売却・清算）又は再生が最善の選択（手法）であること
 - ③ 損失補償の履行等の必要性
 - ④ 処理に伴う利害関係者との費用分担
3. 議会の関与
 - ① 2. に掲げる事項について十分に議論
 - ② 処理が適切なものであることについて確認
4. 債務調整を伴う処理策
 - ① 手続き、内容等の公平性・透明性を確保
 - ② 新たな損失補償を行うべきではない
5. 残資産の管理等
 - ① 地方公共団体が保有することとなる資産は適正に管理又は処分
 - ② 毎年度管理状況を議会・住民に情報開示
6. 存続する第三セクター等の指導監督等
 - ① 経営状況の把握・監査・定期点検と議会・住民への情報公開
 - ② 経営責任の明確化と運営体制
 - ③ 公的支援の限定（特に損失補償は行うべきではない）
 - ④ 資金調達はプロジェクト・ファイナンスの考え方を基本とするべき

〔関連通知等〕

- 第三セクター等の改革について（ガイドライン）（平成20年6月30日総務省自治財政局長通知）
- 「林業公社の経営対策等に関する検討会」報告書（平成21年6月30日）
- 土地開発公社の抜本的改革について（平成21年8月26日総務省自治行政局地域振興室長通知）
- 観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について（平成23年12月28日総務副大臣通知）等

公営企業・第三セクター等の抜本的改革について

- [背景]
- 地方公共団体が損失補償等を行っている第三セクター等に係る債務は将来的に財政に深刻な影響を及ぼす可能性
 - 「地方公共団体財政健全化法」の全面施行(平成21年4月～)
 - ⇒ 公営企業の資金不足比率の算定・公表、経営健全化の推進
 - ⇒ 第三セクター等の経営状況・地方公共団体の将来負担等の把握・分析、将来負担抑制のための取組の推進

[対応] 公営企業、第三セクター等の抜本改革の集中的取組の促進(平成21～**25年度**)

- ① 処理策の検討
 - ・ 事業の意義・採算性・事業手法(民間的手法を含む)等の検討、外部専門家等の活用
- ② 情報開示の徹底(対議会・住民)
 - ・ 経緯、手法の最善理由、損失補償履行の必要性、費用負担
- ③ 議会の関与 ~ ②の議論、処理策の適切性の確認 (「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(H21.6.23付け自治財政局長通知))
- ④ 債務調整を伴う処理策
 - ・ 手続き・内容等の透明性確保⇒法的整理や私的整理ガイドライン等を活用、新たな損失補償は行わない
- ⑤ 残資産の管理等

その手段の一つとして

第三セクター等改革推進債の創設(地方財政法第33条の5の7)

1. 対象経費

第三セクター等の整理又は再生に伴い負担する必要がある以下の経費

- ◇ 第三セクター(及び地方住宅供給公社)
 - ⇒ 地方公共団体が損失補償を行っている法人の法的整理等を行う場合に必要となる当該損失補償に要する経費(短期貸付金の整理に要する経費を含む。)
- ◇ 土地開発公社及び地方道路公社
 - ⇒ 解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費(短期貸付金の整理に要する経費を含む。)
- ◇ 公営企業
 - ⇒ 廃止(特別会計の廃止)を行う場合に必要となる地方債の繰上償還等に要する経費

2. 対象期間

平成21年度～25年度

3. 発行手続

議会の議決
総務大臣又は都道府県知事の許可 } が必要

4. 償還年限

10年以内を基本とする。必要に応じ10年を超える償還年限の設定も可。

許可実績 104件 4,714億円
(平成21年度～平成24年度)

〔 第三セクター等改革推進債を発行することによる当該地方公共団体の財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し等を総合的に勘案して必要な最小限の期間とする。 〕

第三セクター等改革推進債の概要（地方財政法第33条の5の7）

1. 対象経費

● 第三セクター等の整理又は再生に伴い負担する必要がある以下の経費

◇ 第三セクター（及び地方住宅供給公社）

⇒ 地方公共団体が損失補償を行っている法人の法的整理等を行う場合に必要となる当該損失補償に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）

- ① 法的整理・・・破産手続、特別清算手続、再生手続及び更生手続
- ② 私的整理・・・一般に公表された債務処理のための準則等が該当

◇ 土地開発公社及び地方道路公社

⇒ 公社の解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等を行っている公社借入金の償還に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）

◇ 公営企業

⇒ 公営企業の廃止（特別会計の廃止）を行う場合に必要となる以下に掲げる経費

- ・ 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
- ・ 地方債の繰上償還に要する経費
- ・ 一時借入金の償還に要する経費
- ・ 退職手当の支給に要する経費
- ・ 公営企業型独法の設立に際して必要となる資金その他財産の出えんに要する経費
- ・ 国又は地方公共団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費

2. 対象期間

- 平成21年度～25年度（一定期間内の集中的な改革を推進）

3. 発行手続

- 議会の議決 → 総務大臣又は都道府県知事の許可

4. 充当率

- 100%

5. 償還年限

- 10年以内を基本とするが、必要に応じ10年を超える償還年限を設定することができる。

6. 財源措置

- 支払利息の一部について、必要に応じて特別交付税措置を講じる。

第三セクター等改革推進債の実績①

(1) 団体区分別実績

(単位: 件、億円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		計	
	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額
都道府県・指定都市	2	228	9	937	7	508	6	674	24	2,347
市町村	10	156	22	646	16	414	32	1,151	80	2,367
計	12	384	31	1,583	23	922	38	1,824	104	4,714

(2) 手法別実績

(単位: 件、億円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		計	
	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額
解散・廃止・破産	6	126	23	1,223	12	477	29	1,190	70	3,016
特別清算・清算計画	1	18	3	102	2	115	5	148	11	382
廃止(独法化等)	4	76	3	89	7	249	1	44	15	458
再生・更生・特定調停	1	164	0	0	1	52	2	268	4	485
事業再生ADR	0	0	1	125	1	29	0	0	2	154
一部廃止	0	0	1	44	0	0	1	175	2	219
計	12	384	31	1,583	23	922	38	1,824	104	4,714

※ 「解散・廃止・破産」は会社の解散、公営企業の廃止、三セク等の破産により事業を終了させるものであり、破産・清算した三セク等の事業・資産等の売却・譲渡や、廃止・解散した公営企業・会社の資産等を地方公共団体や別法人が引き継ぐものも含む。

※ 「廃止(独法化等)」は、公営企業について、別法人に事業を引き継がせることを前提として廃止したものであり、病院14件、交通(バス)1件である。【参考 病院事業を引き継いだ者の内訳: 地方独立行政法人 30,269.1百万円・8件、広域連合 3,245.0百万円・4件、民間(医療法人) 6,566.0百万円・2件。バス事業を引き継いだ者は民間事業者である。】

※ 「一部廃止」は、土地開発公社の業務の一部のみを廃止したものである。

第三セクター等改革推進債の実績②

(3) 対象法人区分別実績

(単位: 件、億円)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		計	
	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額	件数	許可額
公営企業	10	203	7	123	9	500	3	68	29	894
うち病院	5	108	3	89	6	192	1	44	15	433
うち土地	5	94	4	34	1	238	1	17	11	383
公社	0	0	17	1,126	8	159	29	1,607	54	2,893
うち土地開発公社	0	0	16	746	6	130	27	1,339	49	2,215
うち地方道路公社	0	0	0	0	2	29	0	0	2	29
うち住宅供給公社	0	0	1	381	0	0	2	268	3	649
三セク等	2	182	7	334	6	263	6	149	21	927
うち農林分野	0	0	2	99	1	52	0	0	3	152
うち住宅分野	0	0	2	96	1	29	0	0	3	125
うち観光分野	1	18	1	2	2	66	1	2	5	88
うち不動産分野	1	164	0	0	1	109	3	29	5	302
計	12	384	31	1,583	23	922	38	1,824	104	4,714

※「公社」は地方道路公社・土地開発公社・地方住宅供給公社であり、「三セク等」はそれ以外の法人である。

※「公営企業」のうち「土地」は宅地・工業用地等の開発・造成・区画整理等を行うために設置された公営企業である。

※「三セク等」のうち「農林」は森林や農地の整備を主要業務とする法人であり、所謂「森林公社」「農地公社」が該当する。「住宅」は宅地や住宅の整備を主要業務とする法人が該当する。

※「観光」は観光施設の整備・管理を主要業務とする法人である。「不動産」は商工業用の土地・建物の整備・維持管理を主要業務とする法人である。

第三セクター等改革推進債の効果

<三セク債借入金利の低い例・高い例>

	三セク債金利(A)	三セク債の対象となった借入(B)	金利低減幅 (A)-(B)
低い例① (A県)	0.180% 10年固定金利、元金均等、入札	1.050% 7年固定金利、満期一括	△0.870%
低い例② (B市)	0.190% 10年固定金利、元金均等、見積り合せ	0.700% 1年固定金利、満期一括	△0.510%
低い例③ (C市)	0.294% 10年(5年後金利見直し)、元金均等、入札	1.900% 6年固定金利、満期一括	△1.606%
高い例① (D市)	2.510% 10年固定金利、元金均等、公社取引実績	3.950% 1年固定金利、満期一括	△1.440%
高い例② (E市)	2.390% 10年固定金利、元金均等、指定金	1.725% 1年固定金利、満期一括	0.665%

<三セク債と三セク債対象借入の金利差>

	三セク債金利(A)	三セク債の対象となった借入(B)	金利低減幅 (A)-(B)
最大 (F市)	0.785% 10年固定金利、元金均等、入札	2.925% 15年固定(3年据置)、元金均等	△2.140%
最小 (G市)	2.170% 10年固定金利、元金均等、指定金	1.475% 1年固定金利、満期一括	0.695%

※平成24年度第一次許可・同意分までの三セク債借入金利について調査したもの。

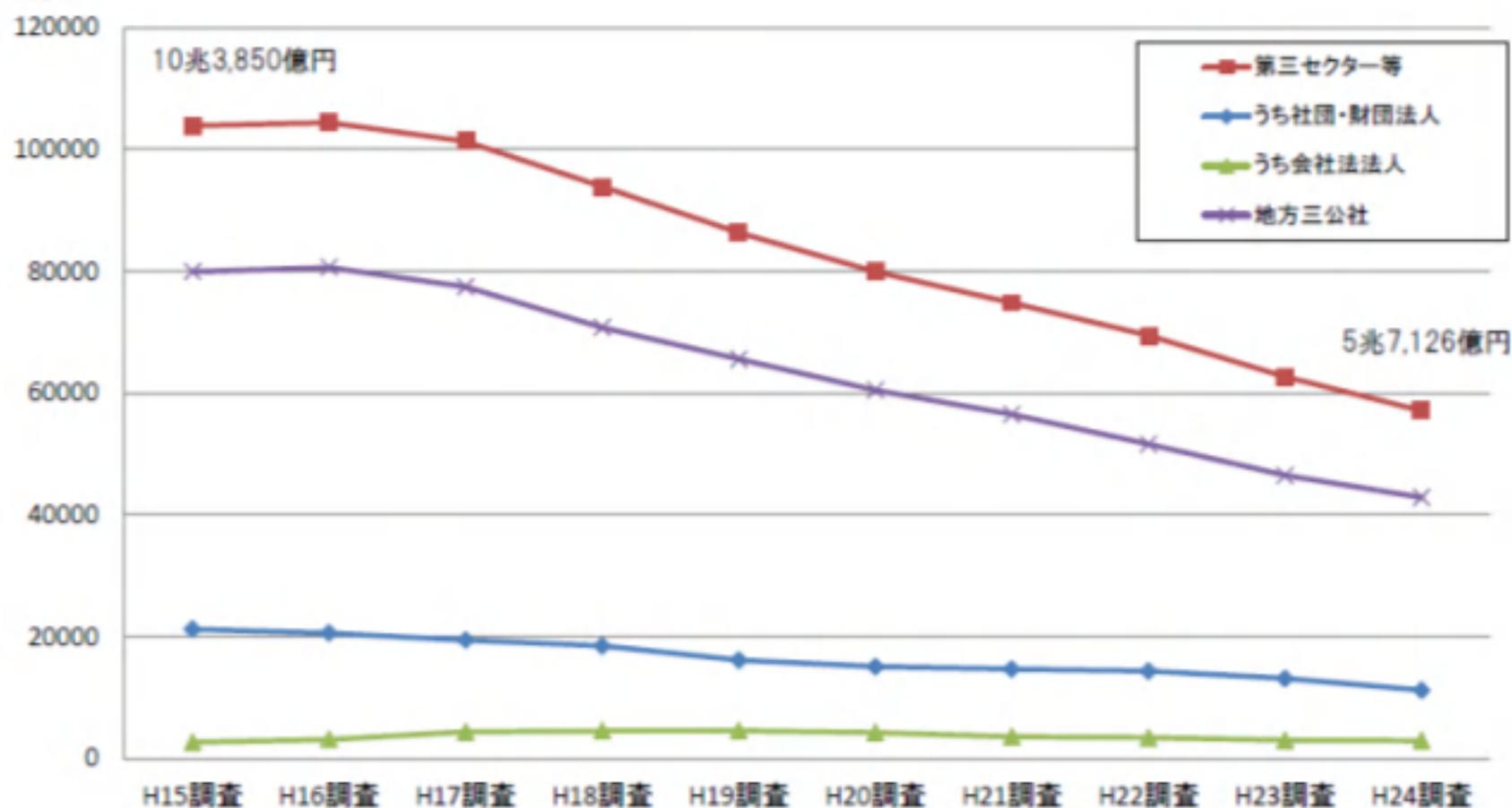
※(A)は平成25年6月21日時点における三セク債の利率であり、複数の借入を行っている場合は最も高い利率を採用している。

※(B)は三セク債の対象になった公社・三セク等の借入金(損失補償・債務保証を行っているもの)の整理時点での利率であり、複数の借入を行っている場合は最も高い利率を採用している。

※なお、償還期間・償還方法の違いは考慮せず、単純に表面金利のみを比較対象としている。

地方公共団体が行う損失補償・債務保証の額の推移

(単位:億円)



(億円)

	H15調査	H16調査	H17調査	H18調査	H19調査	H20調査	H21調査	H22調査	H23調査	H24調査
第三セクター等	103,850	104,379	101,278	93,853	86,321	79,886	74,784	69,415	62,670	57,126
うち社団・財団法人	21,247	20,621	19,455	18,520	16,157	15,114	14,692	14,368	13,169	11,277
うち会社法法人	2,702	3,159	4,411	4,589	4,607	4,303	3,614	3,449	3,026	2,971
地方三公社	79,902	80,599	77,411	70,745	65,556	60,469	56,478	51,597	46,475	42,879
地方独立行政法人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

地方公共団体の抜本的改革取組状況等

地方公共団体が財政的支援を行っている2,071法人

(H24.7.31現在・「第三セクター等の抜本的改革に係る取組状況に関する自己チェックリスト」より)

現状	計	財政リスク等を含 めて議会等に説明 済み	現状を議会等に説 明済み（財政リス クは説明せず）	議会等に対して特 定の説明を行わず	その他
①抜本的改革実施（実施予 定）	280	138	108	32	2
	13.5%				
②存続方針（財政的リスク対 応可能）	707	178	436	90	3
	34.1%				
③存続方針（財政的リスク対 応困難・財政的リスク不明）	68	1	53	13	1
	3.3%				
④方針未定（検討中・未着手 等）	1,016	45	666	297	8
	49.1%				
計	2,071	362	1,263	432	14
	100.0%	17.5%	61.0%	20.9%	0.7%

※ 「財政的支援を行っている法人」とは、地方公共団体が貸付（長期・短期）、損失補償・債務保証を行っている第三セクター等及びすべての地方三公社である。

※ 複数の地方公共団体が財政的支援を行っている法人については、重複して計上している。

地方公共団体の抜本的改革取組状況（方針未定法人の内訳）

方針未定（検討中・未着手）としている1,016法人の内訳。

	計	財政リスク等を含 めて議会等に説明 済み	現状を議会等に説 明済み（財政リス クは説明せず）	議会等に対して特 段の説明を行わず	その他
方針未定（検討中・未着手）	1,016	45	666	297	8
検討中	381	36	269	72	4
検討中（H25.9までに結論）	139	28	95	16	0
検討中（H25.10以降に結論）	39	3	33	3	0
検討中（結論を出す時期未定）	203	5	141	53	4
未着手	635	9	397	225	4
抜本的改革の必要性認識	118	0	91	27	0
近々に着手予定	61	0	58	3	0
地方公共団体の事情で未着手 ※1	38	0	20	18	0
その他	19	0	13	6	0
抜本的改革の必要性認識せず	366	7	237	119	3
財政的リスクが小さいため未着手	197	4	129	62	2
業務の公共性が高いため未着手	46	2	27	17	0
当面は現状を維持できるため未着手	107	1	69	37	0
その他	16	0	12	3	1
抜本的改革の必要性分からず	151	2	69	79	1

※1 抜本的改革の必要性は理解しつつ、地方公共団体に知見がない、議会の理解が得られない、抜本的改革に必要な経費が負担できない等の理由で抜本的改革未着手の法人。